

# 緊急事態措置・まん延防止等重点措置等の影響を受け 売上が減少した事業者向け

## 静岡市 事業者 応援金

「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」の影響を受け、売上が減少している市内の中小法人・個人事業者を緊急的に支援するため、静岡県の「中小企業等応援金」に上乗せ支給します。

### 対象事業者

静岡市内に本店又は主たる事務所のある中小法人※・個人事業者

※中小法人…資本金等が10億円未満又は資本金等が定められていない場合は、常時使用する従業員数が2,000人以下の法人。

### 対象要件

静岡県の実施する「中小企業等応援金」の受給者であること

- ◆市応援金の支給に当たっては、**県応援金の申請・交付決定**を受けている必要があります。
- ◆「**酒類事業者枠**」受給者については、売上減少割合**30%以上50%未満**の者（対象月（8月、9月）及びその前月の売上が2か月連続して15%以上減少している者を含む。）に**限り**ます。

#### 県応援金の要件

詳細は県応援金ホームページなどでご確認ください。

#### 対象要件

- ①飲食店への休業・時短要請の影響を受けていること  
又は
- ②外出自粛等の影響を受けていること など

#### 売上要件

本年8月又は9月の売上が、令和元年又は2年の8月又は9月と比較して**30%以上50%未満**減少していること。（酒類事業者は例外規定あり）

- ◆対象要件及び売上要件を満たせば、**業種は問いません**。
- ◆静岡県感染拡大防止協力金（時短・休業協力金）の支給対象者は県応援金の**対象外**です。

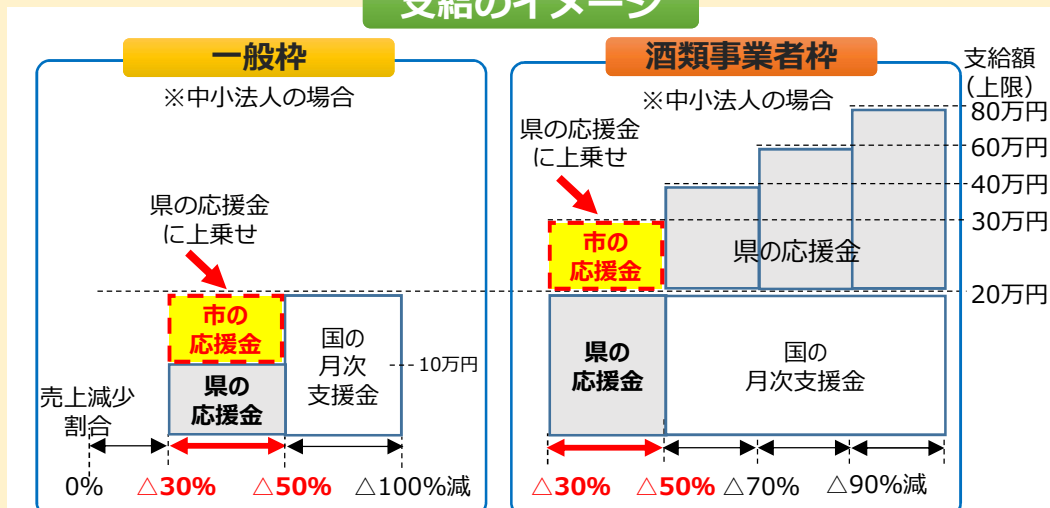
### 支給額

「8月又は9月の売上減少額※から県応援金を控除した額」又は「**交付上限額**」の**いずれか低い額** ※本年8月又は9月の売上を、令和元年又は令和2年の同月と比較しての減少額

中小法人 上限**10万円/月**

個人事業者 上限**5万円/月**

### 支給のイメージ



## 支給対象月

令和3年 **8月・9月**の計 **2回**

## 支給額の算定例

**ケース1** 対象月（本年8月又は9月）の売上減少額が、25万円の中小法人

25万円（売上減少額）－10万円（県応援金）＝15万円 > 10万円（市応援金交付上限額）

市応援金交付上限額の方が低い >>> **10万円**を支給

**ケース2** 対象月の売上減少額が、16万円の中小法人

16万円（売上減少額）－10万円（県応援金）＝6万円 < 10万円（市応援金交付上限額）

売上減少額から県応援金を引いた額の方が低い >>> **6万円**を支給

**ケース3** 対象月の売上減少額が、8万円の中小法人

8万円（売上減少額）－8万円（県応援金）＝0円 < 10万円（市応援金交付上限額）

売上減少額から県の応援金を引いた額が0円 >>> 市応援金は**不支給**

## 申請手続きについて

- ◆ 「静岡県中小企業等応援金」の支給申請及び交付決定データを市が引き継ぎ、それに基づき**本市応援金対象者**の方には**市より通知**しますので、その通知に従って手続きをお願いします。  
（市からの**通知前**に、市応援金の申請手続きを行っていただく**必要はありません。**）
- ◆ 本市からの通知は、**静岡県応援金の交付決定後**、お送りします。

市応援金  
問合せ先

静岡市経済局  
商工部 産業政策課  
（清水庁舎5階）

TEL 054-354-2185

市応援金  
ホーム  
ページ



[https://www.city.shizuoka.lg.jp/553\\_000114.html](https://www.city.shizuoka.lg.jp/553_000114.html)



静岡市 事業者応援金

静岡県中小企業等**応援金**はこちらへ

静岡県応援金コールセンター  
☎ 0120-880-380（9時～17時(全日)）

静岡県ホームページ



中小企業応援金 静岡県

